イ　平成19年度以降に、次の(ｱ)から(ｴ)の全ての要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員については、次の(ｱ)、(ｲ)及び(ｴ)の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

(ｲ)　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。ただし、ＰＣ橋の張出し架設は施工実績としてよい。

(ｳ)　最大支間長が65m以上であること。

(ｴ)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記(ｱ)から(ｴ)は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、室蘭開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

(ｲ)　平成19年度以降に、上記イ(ｱ)から(ｴ)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員については、上記イ(ｱ)、(ｲ)及び(ｴ)に掲げる要件を満たす工事を元請として施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6)　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(7)　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

(8)　技術提案を共通化できる①工事及び②工事を一括して審査する試行工事であることから、２件の工事に対して特定建設工事共同企業体の資格審査を申請する場合、異なる構成員による申請は認めない。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

(1)　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

なお、①工事及び②工事に申請する場合、申請書類は申請工事毎に作成し、提出すること。

(2)　申請書類の作成に用いる言語　日本語

(3)　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

(1)　共同企業体の名称は、①工事は日高自動車道新冠町大節婦川橋上部中央工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とし、②工事は日高自動車道新冠町大節婦川橋上部東工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

(2)　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局室蘭開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

(3)　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局室蘭開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示

松山空港事務所新庁舎・管制塔新築設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年６月28日

大阪航空局長　小池慎一郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第366号（№366）

1　業務概要

(1)　業務名　松山空港事務所新庁舎・管制塔新築設計

(2)　業務内容　本業務は、松山空港事務所の新庁舎および新管制塔の建築及び建築設備等に係る基本設計、実施設計及び積算業務等を行うものである。

(3)　履行期限　令和６年３月22日

2　申請の時期

令和４年６月28日から令和４年７月８日まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和４年７月８日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和４年６月28日から大阪航空局契約課において設計共同体としての資格を得ようとするものに交付する。

(2)　申請書の提出方法　申請者は、申請書に松山空港事務所新庁舎・管制塔新築設計設計共同体協定書（４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3)　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、「競争参加資格に関する公示」（令和２年10月１日付官報）別記４により総合数値を付与してＡ等級に格付けされた場合は、設計共同体としての資格があると認定する。

(1)　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　大阪航空局における「建設コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

④　令和２年10月１日付け公示５(3)から(5)までに該当しないものであること。